

第13章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 貸金業者の監督をめぐる動き

I 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、平成14年3月末現在で27,551業者（うち財務局登録1,000業者、都道府県知事登録26,551業者）となり、13年3月末から1,435業者減少した。

業者間の競争の激化や上限金利の引下げなどで経営環境が厳しくなる中、廃業や大手業者による中小業者の買収、親金融機関の経営統合や合併に伴う金融子会社の再編等により全体の業者数は減少している。

II 行政処分

財務局登録の貸金業者については、13事務年度中、日賦要件違反等の法令違反が認められた近畿財務局登録の日賦貸金業者2社、高金利違反等の法令違反が認められた中国財務局登録の業者1社に対し、それぞれ業務の停止（いずれも全店7日）を命じる処分が行われた。

また、営業所等の所在が確知できなかった2社を含む3社に対する登録取消処分が行われた。

III 多重債務問題に関する動き

13年の自然人の自己破産申立て件数が16万件を越えるなど、多重債務者の問題が深刻化している。これに対応する目的で、これまでクレジットの利用者を中心に多重債務者のカウンセリングを行ってきた財団法人日本クレジットカウンセリング協会が、14年4月から、銀行、貸金業の2業態の新たな参加をえて、これらの利用者も含めた多重債務者全般のカウンセリングを行うこととなった。改組後は、これまでの債務整理中心のカウンセリングに加え、予防的、家計・心理カウンセリングを行うことも予定されており、地方拠点の設置も検討されている。

IV 財務局登録貸金業者リストのホームページ掲載

業者の登録の有無の確認の一助とするために、14年1月から、金融庁ホームページ（「免許・登録等業者一覧」）への財務局登録貸金業者リストの掲載を開始した。また、あわせて同様のリストを掲載している都道府県のホームページへのリンクも設定し、利用者の便宜を図った。